

ロープ高所作業に係る特別教育

労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程の改正により、平成 28 年 7 月 1 日以降は法面保護工事やビルの外装清掃などで行われるロープ高所作業については下記内容の特別教育の実施が義務化され、特別教育を受けてない者は作業を行うことができなくなりました。

当協会にて下記日程で標記特別教育を実施しますので、この機会に受講いただけますようご案内いたします。

＜ロープ高所作業とは＞

高さが 2 メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業。（安衛則第 539 条の 2 より）



記

日 程	2020年 5月 28日（木曜日） 9:50 ～ 15:10		
会 場	西予市教育保健センター 4階 大ホール 無料駐車場（西予市役所） 西予市宇和町卯之町三丁目 439 番地 1 0894-62-6415		
科 目 時 間	1. ロープ高所作業に関する知識 2. メインロープ等に関する知識 3. 労働災害の防止に関する知識 4. 関係法令等 5. 実技（事業場等にて実施下さい：3時間）	1 時間 1 時間 1 時間 1 時間	教育時間は教育規程に定められた時間で、休憩時間等を含みません。
受講資格	申込書の受講資格欄に記載のとおり（実技修了者対象）		
受講料	会員 8,800円 一般 12,100円	（受講料 6,600円、テキスト代 2,200円） （受講料 9,900円、テキスト代 2,200円）	消費税込 消費税込
申込期限	定員 40名 ※開催日の 2 週間前、定員に達した時は期限内でも締め切ります。		
申込み先	(公社)愛媛労働基準協会八幡浜支部 八幡浜市江戸岡 1-1-14 (公社)愛媛労働基準協会宇和島支部 宇和島市丸之内 1-3-20 パスセンター 2 階	TEL. (0894) 22-2296 FAX. (0894) 22-2281 TEL. (0895) 25-8867 FAX. (0895) 24-1339	
修了証	全科目受講した方に交付します。 事業者には受講証明書を発行します。（3 年間保存義務）		
その他	1. 遅刻した方は入場をお断りします。 2. 納入した受講料は欠席の場合でも返戻できません。 3. 複数名受講の場合は、裏面の受講申込書をコピーしてご利用下さい。 4. 受講者が 10 人以下の場合は開催を延期又は中止する事が有ります。 5. CPDS ユニット数有り。		

(ロープ高所作業に係る業務) 特別教育 受講申込書・修了台帳

※修了証番号		※受付番号	八 字	
受講日	2020年5月28日(木) 9:50~15:10 西予市教育保健センター			
ふりがな	姓	名		
受講者氏名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日生(歳)
現住所	〒()-() *住所は番地まで正確に記入して下さい。 都道 市 府県 郡 連絡先電話(- -)			
※受講資格	実技教育：所属事業場等で下記実技を実施していること。 ■ ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害防止のための措置、安全带と保護帽の取り扱い(2時間) ■ メインロープ等の点検(1時間)			
記載内容は事実と相違ないことを関係書面等で照合し、確認したことを証明します。				
年 月 日				
〒()-()				
所在地				
事業場名 印				
連絡先電話(- -)				
会員・一般の別	会員・一般	申込日	2020年	月 日

切り取り線

受講票				
ロープ高所作業に係る特別教育				
※受講番号		※受付番号	八 字	
受講者氏名				
受講年月日	2020年5月28日(木) 9:50~15:10			
講習会場	西予市教育保健センター 4階 宇和町卯之町3丁目434-1 ☎ 0894-62-6415			
※	※	※	※	※

受講票は、受付に提示し、受講中は机上に置いてください。

テキスト当日渡し (公社) 愛媛労働基準協会

領 収 書

殿

¥ _____

(ロープ高所作業) に係る
特別教育受講料及びテキスト代金

_____ 名分

上記金額領収いたしました。

2020 年 月 日

(公社) 愛媛労働基準協会

_____ 支部